学則（事業概要）

１　指定事業者の名称、所在地

株式会社　土屋

岡山県井原市井原町 192 番地 2 久安セントラルビル 2 階

２　事業の目的

地域で在宅生活を営まれる重度障害者、特に医療的ケアを必要とする方々に対して、適切なケアサービスを提供できるよう、現場に即した知識並びに技術の習得を目的とする。

３　実施課程及び形式

重度訪問介護従業者養成研修（統合課程）　通信形式

４　研修事業の名称

土屋ケアカレッジ重度訪問介護従業者養成研修 統合課程（通信）

５　年間事業計画（研修日程及び募集定員）

研修の日程は別紙「研修日程表」の通りとする。

各回の募集定員は 5 名とする。

６　受講対象者

県内に在住する者で、重度訪問介護に従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者。

７　研修参加費用（内訳：受講料、テキスト代）

研修参加費用は次のとおりとする

１　受講料　３０，０００円（税込み、テキスト代含む）

２　納付方法　一括納入

３　納付期限　受講開始日まで

８　使用教材

研修に使用する教材は次のとおりとする。

喀痰吸引等研修テキスト　全国自立生活センター協議会

９　研修カリキュラム

研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「カリキュラム」のとおりとする。

10　研修会場一覧

研修を行うために使用する講義および演習会場は、次のとおりとする。

講義・演習：土屋ケアカレッジ　宮崎教室

実習：ホームケア土屋　宮崎

11　各科目ごとの担当講師一覧

研修を担当する講師は別紙「講師一覧表」のとおりとする。

12　実習施設一覧

研修の実施施設は別紙「実施施設一覧」のとおりとする。

13　募集手続き

研修の募集は電話・ホームページ・web 等にて行う。

14　科目の免除

科目の免除は行わない。

15　研修修了の認定方法

１　修了の認定は、上記９に定めるカリキュラムを履修し、修了評価試験において９０点以上（１００点を満点とする）のものに対して行う。なお修了試験において９０点に満たなかったものについては必要に応じて再試験を実施する。

２　２日目までの受講態度及び演習、実習の技術によって、講師が重度訪問介護従業者として適切と認める場合にのみ、現場同行の実習を受けることができる。現場同行実習を受講できない者については失格とする。

16　研修欠席者の取り扱い

理由の如何にかかわらず、研修開始から１０分以上遅刻した場合は欠席とする。

17　補講の取り扱い

研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、他の日程に行われる当法人の研修に参加し補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。補講にかかる費用は無料とする。

18　受講の取消し

次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

１　学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
２　研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。
３　重度訪問介護従業者として適性に欠く者
４　反社会的勢力またはその関係者と認められる者。

19　修了証明書等の交付

修了を認定されたものには、当法人において修了証明書および修了証明書（携帯用）を交付する。

20　修了者の管理

修了者管理については、次により行う。

1　修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに、福岡県が指定した様式に基づき知事に報告する。

2　修了証明書の紛失などがあった場合は、修了者の申し出により無料で再発行を行う。

21　研修事業執行担当部署

本研修事業は、株式会社土屋研修事業部にて執行する。

22　その他研修実施に係る留意事項

研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

1　研修の受講に際して、研修開始日までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出などにより行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否または修了の認定を行わないものとする。

①運転免許証の提示②健康保険証の提示③パスポートの提示④在留カードなどの提示
⑤住民基本台帳カードの提示

2　研修に関して下記の苦情などの窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情および事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：株式会社土屋 土屋ケアカレッジ運営事務局　苦情担当窓口
電話　050-3138-2024

3　事業実施により知りえた受講者などの個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。

4　講師または受講生について、他法人が経営する事業所、施設への勧誘行為等を禁止する。

23 施行細則

この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当法人がこれを定める。

23 附則

この学則は令和5年4月1日から施行する。